

京都市告示第 24 号

京都市立浴場条例第 2 条の規定に基づき、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで、京都市立楽只浴場、京都市立錦林浴場、京都市立養正浴場、京都市立壬生浴場、京都市立三条浴場、京都市立崇仁第一浴場、京都市立崇仁第二浴場、京都市立崇仁第三浴場、京都市立吉祥院浴場、京都市立山ノ本浴場、京都市立久世浴場、京都市立辰巳浴場及び京都市立改進浴場の管理運営を次のとおり委託します。

平成 16 年 4 月 1 日

京都市長 棚本 賴兼

受託者の名称	所 在 地	委託する事務の範囲等
財団法人京都 市立浴場運営 財團	京都市中京区 御池通御幸町 亀屋町 370 番 地の 2	1 市立浴場を設置の目的に従って利用に供すること。 2 市立浴場の施設、付属施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、市立浴場の管理運営に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)